

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年 4月30日現在

機関番号：17102

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2010～2012

課題番号：22530080

研究課題名（和文） 企業行動に対するモニタリングとサンクションの実効ある連携構築に関する比較法的研究

研究課題名（英文） Towards an Effective Combination of Monitoring and Sanctioning in the Regulation of Corporate Activities: A Comparative Study

研究代表者

上田 純子 (Ueda Junko)

九州大学・法学研究院・教授

研究者番号：40267894

研究成果の概要（和文）：本研究は、わが国における大規模公開会社における経営者ないしは会社自体の責任法理に関する会社法および刑法の立場からの共同研究である。平成22年度から24年度にかけて、研究代表者上田は主に英国を、研究分担者山本はドイツを訪問し、現地でのワークショップ等に参加することにより多様な国々・バックグラウンドを有する研究者たちとの意見交換、および、研究に必要な情報・文献収集を通して、研究課題に関するそれぞれの関心を深めた。中間成果として、民事・刑事責任追及の両局面においてわが国の判例が言及している「経営判断の原則」の適用を英国およびドイツの民事・刑事の判例分析を仔細に行うことにより分析し、「経営判断と規範—学際的・比較法的アプローチからの責任法理構築への覚書—」と題する共著論稿にまとめた（法政研究（九州大学）第78巻第3号、365～404頁、2011年）。両者は、現在、本研究課題にかかる最終的な成果の公表に向け、鋭意準備中である。

研究成果の概要（英文）：The subject of the present research is management liability theories of large public companies, at the intersection of company law and criminal law. During the funding period between FY 2010 and FY 2012, the principal investigator Ueda has had several research trips to the United Kingdom and the second investigator Yamamoto to Germany for the purpose of collecting research materials as well as attending research events. They spoke at workshops and visited local research institutions to collect the necessary data, and later analyzed and evaluated them. As an interim outcome of their analysis and evaluation, they published “An Analysis of Business Judgment: The Quest for a Liability Framework from Comparative and Collateral Perspectives”, Journal of Law and Politics (Kyushu University), Vol.79, No.3, 2011, pp.365-404. They are currently going through the stage of publishing a final account of the present research.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
平成22年度	1,400,000	420,000	1,820,000
平成23年度	1,100,000	330,000	1,430,000
平成24年度	900,000	270,000	1,170,000
年度			
年度			
総計	3,400,000	1,020,000	4,420,000

研究分野：会社法・経済刑法

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：企業統治、経営責任（民事・刑事）、責任成否の限界、比較法（ドイツ株式法・英

国会社法)

1. 研究開始当初の背景

コーポレート・ガバナンスという語が定着し、国際的にさまざまな角度から議論されるようになって久しい。議論は収束するどころか、採算を度外視した社会貢献や長期的視野に立った投資への要求から多様化する一方の経営に対峙し、ますます白熱する傾向にある。この問題に関する実業界の関心もまたとどまるところを知らない。2009年にはいつてからも、経済団体連合会の「よりよいコーポレート・ガバナンスをめざして」【主要論点の中間整理】やそれに対する日本コーポレート・ガバナンス・フォーラムの意見が提出され、あるいは、金融審議会スタディグループの上場会社を中心とするコーポレート・ガバナンスに関する検討成果がまとめられ、大規模公開会社の効率的経営と不正行為の抑止のための今後の組織運営の望ましい方向性が示されている。加えて、実業界は、2008年9月以降の世界的な金融危機の克服という喫緊の課題に直面しており、この問題を取り扱うことは時宜にかなっていたともいえる。以上が本研究に着手した背景である。

2. 研究の目的

以上の実業界ないし企業実務を取り巻く現況に鑑み、本研究は、会社法と刑法を専門とする研究者が協働し、これまでの各々の専門分野における地歩のうえに、大規模公開会社の企業行動に対する実効性のあるモニタリングとサンクションを比較法的に模索し、日本法への示唆を得ることを目的とするものである。具体的には、研究の進展に応じた、次の目的を設定している。

(1) 従来から、将来生起しうるリスク分析を含む専門的見地からの経営判断は事後的な司法審査において尊重されなければならないとする価値判断があり、これは多くの法域において「経営判断の原則」と呼ばれている。この種の考慮が実際の司法審査の局面においてどのように適用されているのか、その適用に相違があるとすればどのように異なるのか、また、当該相違がもたらされる要因は何かについて比較法的な知見を得ること。

(2) 従来、民事責任を基礎づける善管注意義務違反の文脈において、法令違反行為は、経営裁量の余地がないとして、少なくとも会社法学者の間ではそれ以上詳らかにされてこなかったように思われる。他方、刑事事件においては、法令違反の外観を呈する行為でありながら、経営裁量を尊重して可罰性が否定

される場合があると考えられ、それゆえ刑事責任の文脈においてその適用基準を比較法的に把握し、もって法令違反行為における経営裁量の存否および許容幅を追究すること。

(3) 民事責任と刑事責任との間における経営責任に関する判断基準の差異とその要因に関する分析を比較法的に試みること。

3. 研究の方法

本研究は、海外現地調査等により入手した文献等を用いた理論(再)構築を中心とする。年度ごとの計画は以下のとおりである。

(1) 2010(平成22)年度

①内外の文献・情報収集

文献研究に関しては、公刊物を中心とした文献の収集とそれらの通読と理解、基礎理論の提示とそれに対する私見の構築・展開を行う。

国内においては、もっぱら静岡大学(申請時の研究代表者・分担者の所属機関)および九州大学(採択時以後の研究代表者の所属機関)附属図書館を通じた国内・外国の資料収集と整理、および資料の通読と理解に努め、基礎理論を抽出したうえで、理論レベルでのいくつかのアプローチの違いを対比する。また、大学の長期休業期間を利用して、公刊文献に頼れない情報の収集、あるいは、公刊情報の補完のため、英国およびドイツへ渡航する。

②内外研究会における中間成果の報告、研究成果の公刊

研究途上ではあるが、新たな知見を得、また、各々あるいは共同で私見を構築した場合には、適時に内外の研究会などの場において、他の専門家等と議論ないし意見交換を行うなどして、それらの成果を本研究にフィードバックさせる機会を設ける。成果を大学の研究紀要などの媒体により公表し、適時に残していくことも検討する。

(2) 2011(平成23)年度

①文献・情報収集、在外セミナーでの成果報告

2011(平成23)年度には、前年度収集しえなかった情報・文献に接する機会を確保すべく、引き続き、大学の長期休業期間を利用して英国およびドイツへ1回は渡航する。同時に、かかる渡航の機会を利用して、新しい文献などを中心とした資料収集を行うとともに、英国およびドイツにてセミナーの場を設定し、現地の研究者や実務家と議論を重ね、

研究内容の充実を図る。

②国内研究会等における成果報告

国内においても、研究会における研究成果の報告と出席者との質疑応答を通じて、申請者・共同申請者の問題意識を明らかにするとともに、欠けていた視点や問題意識、また、問題分析や解決の手法などを学び、爾後の研究に活かす。

③研究成果の公刊

前年度に引き続き、研究紀要等の媒体を通じて逐次研究成果を公表する。

(3) 2012 (平成 24) 年度

①文献・情報収集、内外セミナーでの研究報告

2012 (平成 24) 年度は、本研究のまとめの期間として、追加資料等を収集し、3年弱にわたって収集してきた資料を総合的に検討し、また、聴取情報を最終的に整理し統計的にも処理する。英国およびドイツへの海外渡航を1回行い、それまで得られた情報に不明確な点などがあれば明らかにするとともに、研究者・実務家に対しては、個別の意見交換、あるいは、可能であればセミナーなどを開催して、より多くの貴重な指摘を得る機会を設ける。国内の研究会等でも成果の報告を行う。

②研究成果の公刊

以上の研究段階を経た後、研究成果を公刊して世に問えるレベルにまで引き上げる。学内の紀要等に公表してきた成果に加筆修正するとともに追加情報・考察を盛り込み、最終的には1冊の共著として公刊することを目指したい。

4. 研究成果

本研究課題に係る研究代表者および研究分担者は、課題対象期間中、延べ6回の渡欧により、文献・情報収集に努め、貴重資料を含む膨大な資料を収集し、丹念に読み進めてきた。上記2で示した各具体的研究目的に即し、それぞれの研究成果の一端を開陳したい。

(1) 本研究においては、英国およびドイツにおける経営責任に関する事例分析を行い、次の知見を得た。

英国：英国においても、「経営判断の原則」は広く知られているものの、同国の法律委員会は同原則の立法による導入には消極的であり、また、明示に同原則の適用に言及する裁判例・判例、文献もみあたらない。もっとも、実際の裁判例にあたると、古くから類似の考慮は手続法および実体法の両側面においてなされているように思われる。すなわち、コモン・ロー上の派生訴訟、会社法上の派生訴訟、取締役の失当行為に対する責任、少数株主に対する侵害、取締役の資格剥奪に関する

事例のいずれにおいても同様の判断がみられ、商事事項に関する経営上の決定が裁判所の介入を遮断しうることが、確立しているようである。事例により文言は一定せず、抽象的に商事判断であることが判断回避の基礎にあるようである。

ドイツ：ドイツ株式法は、2005年の改正により、経営判断の原則を明文化するに至った。この改正をもたらす契機となった ARAG/ガルメンベック事件では、取締役には将来予測的要素を含む企業経営上の決定に際して幅広い裁量があり、その範囲内で行われた決定である限り、会社に損害をもたらす結果となったとしても、損害賠償責任を負わないとの規範が立てられた。将来予測を伴う高度に専門的な判断を要する事項について、事案に応じて、経営判断の前提となる調査がなされたか否か、すなわち、会社の収益状況および財産状態、経営内部の透明性、情報収集義務および審査義務の取扱い、決定権限、行為の動機、ならびに決定導出の方法・態様を審査したうえで善管注意義務違反に基づく民事責任の当否を判断している。また、当該経営判断事項には、文化・スポーツに対する企業の経済的支援に関する決定も含まれる。

(2) 英国：現行の2006年会社法においては、情報開示の実効性確保および会社財産の健全性確保の観点から罰則規定が格段に充実している。また、詐欺・横領・相場操縦・インサイダー取引など、コモン・ローおよび個別の刑事立法によって捕捉される会社法関連犯罪もある。これらのうち、デフォルトに伴う取締役の刑事責任の文脈においては、経営判断が尊重される可能性はあると推測されるものの、涉猟しえた公表裁判例のなかにこの種の考慮があるものはみあたらなかった。

ドイツ：財産管理義務違反による取締役の背任罪成否の判断の局面において、裁判例は、株式法領域における展開を踏まえ、取締役が経営裁量を逸脱すればただちに背任罪の任務違背が認められるわけではなく、会社法を含む前刑法的領域における違法性が重大な場合に背任罪に帰結するとの判断を提示してきた。したがって、刑事責任の判断の文脈においても、経営判断の原則は経営裁量の限界点の画定には一定の役割を果たしうることが確認されたことになるが、ドイツにおいてはそれにとどまらず、背任罪の成立を経営裁量からの逸脱が著しい場合に限定するなど、民事責任追及におけるよりもさらに謙抑的に作用する、いわば刑法的経営判断の原則ともいべき規範が一応の確立をみたように思われる。

(3) 英国：英国においては、そもそも会社法領域においても、経営判断の原則という明示の規範が定立されているわけではない。その

ため、裁判例の分析により機能的類似性に着目した比較法的考察を加えざるをえない。(2)に上記したように、刑事事例を涉猟した結果、商事事件における同様の経営判断尊重に触れているものはみあたらなかったため、民事・刑事における責任判断基準の比較に関しては、今後さらに非公表裁判例を含む裁判例の精査および新たな裁判例の追跡により、検討の可能性を模索することとなる。ドイツ：(2)に上記したように、ドイツの財産管理義務違反による取締役の背任罪に関する裁判例に関する研究を通じて、会社法領域における経営裁量の幅の拡大への考慮が刑事責任判断の文脈においても一定の影響を及ぼしうことは明らかになったものの、刑罰的経営判断の原則の内実が明らかになったとは到底いいがたい状況にある。前刑法的領域における違法性と背任罪の成否の判断との関係に言及していない裁判例も少なくなく、両者の関係、関係の程度・態様、差異に関する要因分析は、ドイツにおける今後の判例・学説の蓄積に俟たざるをえない。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計11件)

1. 上田純子「『道義的』メインバンクによる金融支援と取締役の善管注意義務」金融商事判例(増刊号・西口元、鎌野邦樹、金丸和弘編『融資責任を巡る判例の分析と展開』)第1411号、査読無、20~23頁、2013年 DOI及びURLなし
2. 上田純子「中立的社外者による会社情報の収集と利害調整」法政研究(九州大学)第79巻第3号、査読無、293~339頁、2012年 DOI及びURLなし
3. 山本雅昭「企業経営と背任罪の成否」法学(東北大学)第75巻第6号、査読無、212~234頁、2012年 DOI及びURLなし
4. 上田純子「株主名簿閲覧請求と正当な事由—拒絶事由の創設によってどうなったのか—」法律時報第84巻第4号、査読無、50~56頁、2012年 DOI及びURLなし
5. Junko Ueda, CSR in Japanese Company Law, European Company Law, Vol. 8, Issue 3/4, 査読有, pp. 113-118, 2011 DOI及びURLなし
6. 上田純子、山本雅昭「経営判断と規範—学際的・比較法的アプローチからの責任法理

構築への覚書—」法政研究(九州大学)第78巻第3号、査読無、365~404頁、2011年 DOI及びURLなし

7. 上田純子「EU 黄金株事件・再考」EUIJ-Kyushu Review, 第1巻第1号、査読有、1~55頁、2011年 DOI及びURLなし
8. 上田純子「帳簿閲覧請求の拒絶事由」別冊ジュリスト(会社法判例百選第2版)第205号、査読無、164~165頁、2011年 DOI及びURLなし
9. 山本雅昭「独占禁止法違反に対する反作用について」静岡法務雑第3号、査読無、275~290頁、2011年 DOI及びURLなし
10. 山本雅昭「課徴金と罰金の調整規定が適用された事例」速報判例解説第7号、査読無、269~272頁、2011年 DOI及びURLなし
11. 上田純子「欧州国際会社法—会社従属法・実質法のありかたをめぐって—」私法第72号、査読無、246~255頁、263~265頁、2010年 DOI及びURLなし

[学会発表] (計2件)

1. Junko Ueda, Sustainable Companies: Mapping for Japan, Faculty of Law, University of Oslo (2010年12月2日)
2. 山本雅昭「独占禁止法違反に対する反作用について」日本刑法学会第88回大会ワークショップ「経済犯罪に対する規制・制裁」東北大学(2010年6月6日)

[図書] (計4件)

1. 上田純子(西山芳喜編)『アクチュアル企業法』法律文化社、2012年、総ページ数354頁
2. 上田純子(三宅弘人、大澤恒夫編)『民法法総合学修入門』日本評論社、2012年、総ページ数249頁
3. 山本雅昭(浅田和茂ほか著)『刑事法理論の探求と発見(斉藤豊治先生古稀祝賀論文集)』成文堂、2012年、総ページ数696頁
4. 上田純子(奥島孝康先生古稀記念論文集編集委員会編)『現代企業法学の理論と動態(奥島孝康先生古稀記念論文集第1巻上篇)』成文堂、2011年、総ページ数659頁

6. 研究組織

(1) 研究代表者

上田 純子 (UEDA JUNKO)
九州大学・大学院法学研究院・教授
研究者番号：40267894

(2) 研究分担者

山本 雅昭 (YAMAMOTO MASA AKI)

静岡大学・人文社会科学部・教授
研究者番号：30380124

(3) 連携研究者

()

研究者番号：